

野鳥との接し方について

○死亡した野鳥などの野生動物には、素手で触らないでください。

また、同じ場所でたくさんの野鳥が死亡している場合は、大崎市産業経済部農村環境整備課までご連絡ください。

○日常生活において、野鳥などの野生生物の排泄物などに触れた後には、手洗いうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥などの糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥など野生生物に近づきすぎないように注意してください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥などを追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

○家庭で飼育している鳥についても注意は必要ですが、飼育をやめる必要はありません。野鳥と接触させないように飼育小屋の補修や防護ネットの設置等を行い、野鳥などの侵入をふせぐ工夫をしてください。

また、飼育小屋に入る際は、人がウイルスを持ち込まないように履き物の消毒を徹底するなど、きめ細やかな対応をお願いします。鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人には感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

【問い合わせ先】

大崎市産業経済部農村環境整備課

0229-23-2318